

生活保護法の適正な運用を求める意見書

7月10日、北九州市小倉区で生活保護の「辞退届」を強制的に書かされた男性が餓死するという痛ましい事件が発生した。肝臓を患っていた男性は、「肝硬変になり、内臓にも潰瘍が見つかり、働けないのに働けと言われた」と話していたと伝えられている。この事件は、全国に報道され、多くの人にショックを与えている。

北九州市では、2005年と2006年にも保護が認められず孤独死した事件が報じられており、3年連続して生活保護をめぐる死亡事件が発生している。秋田市でも生活保護問題のこじれが原因で、福祉事務所前での自殺事件が起こっている。

すべての国民は、憲法第25条で、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」があり、国にはそれを保障する責務がある。生活保護がこの国のセーフティーネットとして有効に機能するならば、餓死や自殺という痛ましい事件は防げるはずである。

今回の不幸な北九州市餓死事件に関連して、市民や弁護士が福祉事務所長を公務員職権濫用罪と保護責任者遺棄致死罪で刑事告発している。この告発の帰趨は、生活保護行政のあり方を根本から問うものとして注目されている。

生活保護法第1条では、「国が生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」として必要な人に対して生活保護を行うとし、国による「生存権保障」を高らかにうたっている。

しかし、最後のとりでともいえる生活保護制度が、画一的な国の指導と法の精神に反する自治体の行政執行によって、北九州市で起こったような事件が頻発したのでは、社会保障の根幹である生活保護制度に対して国民の信頼は全く失墜の一途である。

よって、本市議会は、政府に対し、憲法にのっとり生活保護法に基づく行政が適切かつ妥当に執行されるように最大限の取り組みをするよう求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年10月1日

三鷹市議会議長 石 井 良 司